

**建築設備(昇降機を除く。)の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、  
事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部改正**

建築設備(昇降機を除く。)の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件(平成20年国土交通省告示第285号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後						改正前							
<p>第2 定期検査等及び定期点検は、施行規則第6条第2項及び第6条の2第1項の規定に基づき、換気設備、排煙設備、非常用の照明装置並びに給水設備及び排水設備(平成20年国土交通省告示第282号第1第一号に規定する小規模民間事務所等に設けるものを除く。以下「換気設備等」という。)について、次の各号に掲げる別表第一から別表第四までの(い)欄に掲げる項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる事項(ただし、法第12条第4項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。)ごとに定める同表(は)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(に)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により定期検査等の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合(定期検査等の項目若しくは事項について削除し又は定期検査等の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。)にあっては、当該規則の定めるところによるものとする。</p> <p>一～四(略)</p> <p>2(略)</p>						<p>第2 定期検査等及び定期点検は、施行規則第6条第2項及び第6条の2第1項の規定に基づき、換気設備、排煙設備、非常用の照明装置並びに給水設備及び排水設備(以下「換気設備等」という。)について、次の各号に掲げる別表第一から別表第四までの(い)欄に掲げる項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる事項(ただし、法第12条第4項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。)ごとに定める同表(は)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(に)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により定期検査等の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合(定期検査等の項目若しくは事項について削除し又は定期検査等の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。)にあっては、当該規則の定めるところによるものとする。</p> <p>一～四(略)</p> <p>2(略)</p>							
<b>別表第1</b>						<b>別表第1</b>							
		(い) 検査項目		(ろ) 検査事項	(は) (検査方法)	(に) 判定基準			(い) 検査項目		(ろ) 検査事項	(は) (検査方法)	(に) 判定基準
一法第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設	(一)	機械換気設備	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を	給気機の外気取入口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水の浸入等の防止措置の状況	目視により確認する。	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第129条の2の5第2項第三号の規定に適合しないこと。	一法第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設	(一)	機械換気設備	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を	給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況	目視により確認する。	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第129条の2の5第2項第三号の規定に適合しないこと。

けられた居室 (換気設備を設けるべき調理室等を除く。)	(二)	含む。)の外観	給気機の <b>外気取入口</b> 及び排気機の排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等がないこと。
	(三)~(八)		(略)		
	(九)・(十)	(略)			
	(十一)~(二十一)	(略)			
(略)					

別表1 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)の換気状況評価表(A4)

測定年月日	測定機器 メーカー名	型式番号等				
階	室名	必要有効換気量(m <sup>3</sup> /h)	換気方式	換気設備機種名* <sup>注1)</sup>	換気状況の評価* <sup>注2)</sup>	判定
(略)						

注1) (略)

注2) 「換気状況の評価」欄には、**外気取入口**における風量測定を行うことが最も確実であり、換気量測定を行った場合は、その測定結果を記入する。これに代わる方法として、各室の二酸化炭素濃度の測定を行い、居住者数と測定値に矛盾がないか確認する等を行った場合には、その結果を記入する。

別表2 換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表(A4)

測定年月日	測定機器 メーカー名	型式番号等						
室番(場所)	使用器具	発熱量(kW)	換気型式(n)	必要有効換気量(m <sup>3</sup> /h)	開口面積(m <sup>2</sup> )	測定風速* <sup>注)</sup> (m/s)	測定風速(m <sup>3</sup> /s)	判定
(略)								

注 (略)

附 則 (令和5年国土交通省告示第207号)

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行の日(令和5年4月1日)から施行する。

けられた居室 (換気設備を設けるべき調理室等を除く。)	(二)	含む。)の外観	給気機の <b>外気取り入れ口</b> 及び排気機の排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等がないこと。
	(三)~(八)		(略)		
	(九)・(十)	(略)			
	(十一)~(二十一)	(略)			
(略)					

別表1 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)の換気状況評価表(A4)

測定年月日	測定機器 メーカー名	型式番号等				
階	室名	必要換気量(m <sup>3</sup> /h)	換気方式	換気設備機種名* <sup>注1)</sup>	換気状況の評価* <sup>注2)</sup>	判定
(略)						

注1) (略)

注2) 「換気状況の評価」欄には、**外気取り入れ口**における風量測定を行うことが最も確実であり、換気量測定を行った場合は、その測定結果を記入する。これに代わる方法として、各室の二酸化炭素濃度の測定を行い、居住者数と測定値に矛盾がないか確認する等を行った場合には、その結果を記入する。

別表2 換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表(A4)

測定年月日	測定機器 メーカー名	型式番号等						
室番(場所)	使用器具	発熱量(kW)	換気型式(n)	必要換気量(m <sup>3</sup> /h)	開口面積(m <sup>2</sup> )	測定風速* <sup>注)</sup> (m/s)	測定風速(m <sup>3</sup> /s)	判定
(略)								

注 (略)